

いすみそだち認証要領

(目的)

第1条 この要領は、いすみそだち認証要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、いすみそだち認証の運用に関する要領ならびに事務手続について定めたものである。

(生産過程)

第2条 要綱第3条第1号にある「生産過程」とは、当該農産物の生産過程（当該生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。

- 2 無消毒の種子及び苗の入手が困難な場合、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていない種子、苗等を使用することができる。また、種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
- 3 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、有機農産物の日本農林規格別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。
- 4 耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。

(地域由来の資源)

第4条 要綱第3条第4号の「地域由来の資源」における、地域とは、おおよそいすみ市内をさし、資源とは、土着菌完熟たい肥、農作物の残渣、堆厩肥、食品残渣、草木、落ち葉、海藻、竹炭、

緑肥などをさす。これらの資源は、生物の機能を活用した方法によって、適切な状態で土壤に施用されることがのぞましい。

(申請書)

第5条 要綱第5条にある「申請書」は、次の各号に定める。

- (1) いすみそだち認証申請書(様式第1号)
- (2) いすみそだち申請ほ場一覧(様式第2号)
- (3) いすみそだち申請者の自宅又は事業所までの案内図(様式第3号)
- (4) いすみそだち生産ほ場及び周辺(様式第4号)
- (5) いすみそだちの農機具及び収穫・調製・保管・出荷施設の一覧(様式第5号)
- (6) いすみそだち年間管理計画(様式第6号)
- (7) いすみそだち管理記録(様式第7号)…申請時は前作の収穫以降3月末までの記録を提出
- (8) 航空防除実施作業地区(様式第8号)…実施地域の場合にのみ提出
- (9) 栽培管理基準
- (10) 作業マニュアル

(実績報告書)

第6条 要綱第8条にある「実績報告書」は、次の各号に定める。

- (1) いすみそだち管理記録(様式第7号)…収穫出荷までの記録を提出
- (2) いすみそだち品種別販売記録簿(様式第9号)
- (3) いすみそだち認証マーク受払簿(様式第10号)

(変更届出書)

第7条 要綱第10条にある「報告」は、次の号に定める様式を用いる。

- (1) いすみそだち認証変更届出書(様式第11号)…変更が生じた場合、速やかに提出

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

いすみそだち認証申請書

申請年月日 年 月 日

自然と共生する里づくり連絡協議会 様

申請者	名称及び代表者氏名	
	住 所 〒	-
	電 話	
	携帯電話	
	E-mail	

下記により、いすみそだちの認証を申請いたします。

記

栽培責任者の氏名・住所・連絡先等

	氏 名	住 所	電話番号
栽培責任者			

（注）栽培責任者とは、ほ場における栽培管理を行う者をいう。

同 意 書

いすみそだちの申請にあたり、自然と共生する里づくり連絡協議会が行う認証に関する業務に協力すること、並びに実地検査を事前通告なく行うことに同意いたします。

年 月 日 申請者(栽培責任者)

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）			
いすみそだち申請ほ場一覧			
		申請者名	
ほ場番号	所在地	面積	ハウス、露地区分
1			a
2			a
3			a
4			a
5			a
6			a
7			a
8			a
9			a
10			a
11			a
12			a
13			a
14			a
15			a
16			a
17			a
18			a
19			a
20			a
21			a
22			a
23			a
24			a
25			a
26			a
27			a
28			a
いすみそだち ほ場面積合計		0	a
有機JAS ほ場面積合計			a
その他の栽培 ほ場面積合計			a

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

いすみそだち申請者の自宅又は事業所までの案内図

申請者名

自宅又は事業所の他、申請ほ場の分布を記載する。
この案内図は検査員が実地検査に行く時の道しるべとなるものです。

最寄駅（ ）から自宅までの距離は、約 kmです。

4
↑

（注）地図等の画像データを貼り付けてもかまわない。

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

いすみそだちの生産ほ場及び周辺

申請者名

ほ場番号	主な栽培品目		地目	
	隣接地の 土地利用	隣接地ま での距離	汚染防止対策 (緩衝地帯)	
	北		要	不要
	東		要	不要
	南		要	不要
	西		要	不要
	用水の水源			
	空中防除対象地域に		含まれない	含まれる

ほ場番号	主な栽培品目		地目	
	隣接地の 土地利用	隣接地ま での距離	汚染防止対策 (緩衝地帯)	
	北		要	不要
	東		要	不要
	南		要	不要
	西		要	不要
	用水の水源			
	空中防除対象地域に		含まれない	含まれる

様式第 8 号（第 5 条関係）

様式第 8 号（第 5 条関係）

航空防除実施作業地図（実施地域の場合に記入）

申請者名

実施団体名			
連絡先	住所	電話	
空中散布の方法	<input type="checkbox"/> 有人ヘリ	<input type="checkbox"/> ラジコンヘリ	<input type="checkbox"/> ドローン <input type="checkbox"/> その他 ()

4	
---	--

いすみそだち栽培管理基準(例) (第5条関係)

いすみそだち栽培管理基準 (例)

令和 年 月 作成
栽培責任者

項 目	基 準 内 容
土づくり	有機物の完熟堆肥や緑肥、身近な有機資材を使った自家製発酵肥料、土壌改良材等を使用し、化学合成資材は使用しない。
種子及び苗の入手	①有機栽培又は特別栽培ほ場で採取された種子あるいは種子消毒をしていない種子を極力使用する。 ②入手困難な場合は農薬等を粉衣させた種子を使用する。 ③②の場合、ほ場で持続的効果を示す農薬等を粉衣させた種子は使用しない。 ④苗は、有機農産物JAS法に定める肥料を用いて育苗し、農薬を使用していないもの入手する。 ⑤農薬・化学肥料不使用の種子・苗等が販売されていない、あるいは販売量が僅少であり入手困難な場合は、入手以前に農薬や化学肥料が使用された種子・苗を使用する。 ⑥⑤の場合、ほ場で持続的効果を示す農薬等が使用された苗は使用しない。
育苗管理	①育苗土は、原料の土と肥料に使用禁止資材が使用されていないことを確認する。 ②育苗中の病虫害の防除は、農薬に頼らず床土の調製、温度管理や適正な作期の選択、ネットの使用等によって行う。
肥培管理	①堆肥や発酵肥料などの身近な有機質資材を施用し、化学合成肥料は使用しない。 ②①の方法で十分な生産力が得られない場合に有機農産物の日本農林規格別表1の資材を使用する。
病虫害・雑草防除	①堆肥や緑肥等の適正使用により、病虫害の発生しづらい健全な土づくりを行う。 ②多品目栽培や休閒緑肥、バンカープランツや拮抗植物等により生態系を豊かにし害虫密度の低下に努めるとともに、防虫ネット等を利用し、虫害を防止する。 ③適切な除草やマルチ等で雑草を防除する。 ④除草は刈り払い機等で行い、除草剤は使用しない。 ⑤有害鳥獣は反射テープ、防護柵等物理的方法で防除する。

見直し年月日 令和 年 月 日

いすみそだちにおける調製・表示等の作業マニュアル（例）（第5条関係）

いすみそだちにおける調製・表示等の作業マニュアル（例）

作業	作業内容
調製	①調製作業は、出来る限り認証農産物から先に行う。 ②慣行栽培の作業後に行う場合は、これらの残渣が残る部分をよく掃除する。
表示	①調製された野菜は、特別栽培管理記録（特4）と照合しながら表示を行う。 ②表示を付した袋の数量を確認して特別栽培農産物品種別販売記録（特5）に記帳する。 ③表示が適正か確認する。
保管・出荷	①保管施設は常に清潔に保ち、出入り口の開閉は必要最小限にとどめる。 ②清掃を徹底し、殺鼠剤や燻蒸剤など化学合成農薬は使用しない。粘着板や忌避剤などを使用する場合は JAS 適合品であることを確認する。 ③その他の農産物を同一施設に保管する場合は、認証農産物の置き場所をラベル等で表示し、はっきり分かるようにする。

いすみそだちにおける農機具使用管理等の作業マニュアル（例）

使用農機具	作業内容
使用する全ての農機具・機械	農機具・機械類を使用したときには、使用機械を清掃・洗浄する。
トラクター・移植機等	慣行栽培ほ場から認証農産物栽培ほ場へ移動する場合には、土が付着する部分は洗浄し、土等を除去する。
収穫機器等	①収穫は、出来る限り認証農産物栽培ほ場から行うようにする。 ②慣行栽培ほ場の収穫を先に行った場合は収穫機器をよく掃除する。

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

いすみそだち認証変更届出書

届出年月日 年 月 日

自然と共生する里づくり連絡協議会 様

申請者	名称及び代表者氏名	_____
	住 所 〒	_____
	電 話	_____
	携帯電話	_____
	E-mail	_____

年 月 日付けで認証された内容について次のとおり変更
したいので、いすみそだち認証要綱第 1 0 条の規定により報告します。

1. 変更の理由

2. 変更の内容